

平成29年1月吉日

関係各位

南砺市長 田中 幹夫

南砺市五箇山景観計画 運用開始のご案内

拝啓 新春の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より南砺市行政へご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件、南砺市では、南砺市五箇山景観条例（平成28年3月18日、南砺市条例第4号）に基づき、去る平成28年12月1日付けにて「南砺市五箇山景観計画」を定めました。本計画には五箇山（平地域・上平地域）を対象に、「景観づくりのための行為の制限に関する事項」など、今後の景観づくりの基本となる事項を定めています。

ここには、建築行為・開発行為など景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為で一定規模を超える行為を対象に、着手予定日の60日前までの南砺市への届出（国等は通知）が必要であることにも触れています。届出制度は着手予定日が本年4月1日以降の行為を対象に開始いたします。

つきましては、関係企業、関係部署などにご周知をいただき、本計画運用につきご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

〔同封文書〕 南砺市五箇山景観計画（概要版）

〔参考HP〕 www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=17217

（問い合わせ）

南砺市ブランド戦略部

文化・世界遺産課

佐藤、長島

Tel. 0763-23-2014

Fax. 0763-62-2112

Email. bunkaka01@city.nanto.lg.jp